

自治体名	和歌山県上富田町
日時	2012年11月29日(木) 18:30~20:30
場所	上富田文化会館小ホール
出席者	上富田町教育委員会、総合型地域スポーツクラブ「SEACA」、中・高校教諭、上富田町スポーツ普及・振興関係者 11名
テーマ	中学生のスポーツ環境について
議事要旨	<p>上富田町では、総合型地域スポーツクラブ（SEACA）が町内全てのスポーツ少年団（19団体）を統括し、スポーツへの参加機会を積極的に提供しているため、小学生の6割が加入している。一方で中学校では、指導者不足、生徒不足等から部活動数は11となっており、スポーツ少年団で取り組んでいた種目を中学校では取組むことができないというギャップが課題となっている。そのため、今回の意見交換会では中学生のスポーツ環境の充実をテーマとした。</p> <p>出席者からの主な意見は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動の充実は、指導者不足や施設（体育館）が飽和状態となっている現状を鑑みると非常に難しい。外部（SEACA）に受け皿を設置するという考え方も必要ではないか。</li> <li>・外部に部活動の受け皿を設置するのは効果的だが、少子化による教員数の制限により、対応できる教員が存在しない。</li> <li>・高校や大学、それ以降を視野に入れ、個々のライフステージに応じたスポーツ環境整備を考える必要がある。小学校から高校期は、生涯スポーツを続ける上で重要な時期である。その時期に充実したスポーツ環境を提供するため、SEACAをはじめ様々な機関・団体が連携し環境整備にあたる必要がある。</li> <li>・今年度から実施されている<sup>※</sup>3者連携協定は、現状の改善策として有効だが、中学生と受入側とのコーディネート役が必要である。</li> </ul>
まとめ	<p>部活動は、指導者不足や施設の飽和状態等により、中学校単独での環境改善が厳しい状況が明らかとなった。今年度から導入された3者連携協定の今後の課題について以下のとおりまとめられた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 受入側（高校）と参加者（中学生）との調整役としてSEACAがその役を担えるよう調整する。</li> <li>2) 高校部活動への参加規程と、受入側の体制を具体的に検討する。</li> <li>3) 中学生側の支出経費（交通費、消耗品費等）について協議する。</li> <li>4) 現行のバドミントンの取り組みをモデルケースに、他種目への転用を検討する。</li> </ol>



## くちくまのクラブ（SEACA）と熊野高校との連携部活動に関する協定書

1 特定非営利活動法人くちくまのクラブ（以下「甲」という。）と和歌山県立熊野高等学校（以下「乙」という。）は、上富田町教育委員会（以下「丙」という。）の参画のもと、下記の計画に従ってクラブ間連携による部活動（以下「連携部活動」という。）を実施する。

本連携部活動事業は、上富田町のスポーツ環境の改善を図る目的で行い、丙が甲乙に委託するものとする。

団体名	実施種目	クラブ員数	連携形態	活動日	活動場所
県立熊野高等学校	バドミントン	18	受入	協定締結日 ～H24年3 月31日まで の放課後等	熊野高校ま たは朝来小 学校等
SEACA		5 (中学生)	派遣		
指導担当	熊野高等学校及びSEACA				

### 2 指導体制

- (1) 甲、乙の顧問(代表)は、技術指導やクラブ員指導について充分競技するとともに、それぞれのクラブ員に対し、連携部活動実施上の留意事項を十分指導する。尚、乙の指導担当者は甲の指導者登録を行なう。
- (2) 技術指導に当たる両方の指導担当者は、それぞれのクラブ員に安全配慮義務を負うものとする。
- (3) 連携による部活動中のクラブ員の怪我等については、クラブ員が加入しているスポーツ傷害保険又は災害共済給付制度を適用する。当該指導者の過失により賠償責任が発生したときは、甲が加入している総合賠償保険及び丙が加入している全国町村会総合賠償補償保険制度を適用する。

### 3 連絡体制

- (1) 指導を甲乙の指導者に委ねる場合、甲の指導者は事前にクラブ員の健康状態等、指導上必要な情報を乙の指導者に連絡する。
- (2) 甲乙の指導者は、その日の活動人数や健康状態等を事前に確認するとともに、活動終了後、実施状況及びクラブ員の健康状態等を確認する。

### 4 移動経路

- (1) クラブ員は、所定の経路を所定の方法(徒歩または自転車)で移動する。
- (2) 部活動終了後、クラブ員は活動場所から、各自所定の経路・方法で下校する。

5 この協定書の内容を協議するため、関係団体等で上富田町連携部活動協議会（以下「協議会」という。）を設置し、毎年度末に報告及び次年度に向けての協議調整を行う。  
協議会の招集は、上富田町教育長が行う。

【上富田町連携部活動協議会】  
上富田町教育委員会(教育長 他)／県立熊野高等学校(校長 他)／県立上富田高等学校バドミントン部(顧問)／SEACA(理事長 他)／SEACA バドミントンサークル(顧問)／(町立上富田中学校(校長)

6 この協定の内容に変更が生じた場合、必要に応じ、協議会を開催し、速やかに処理する。

7 この協定に定めのない事項については、その都度、関係者で協議する。

8 この協定の有効期限は、協定締結日から実施年度末までとする。

9 本活動が原因でトラブル等が発生した場合、甲乙協議の上で調整し、解決が困難な場合は協議会において処理する。

この協定の締結を証するため、甲乙及び丙は本書3通を作成し、記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成24年3月26日

甲 特定非営利活動法人くちくまのクラブ 理事長  
乙 和歌山県熊野高等学校 校長  
丙 上富田町教育委員会 教育長